

# 後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

☎国保年金課 ☎0176-51-6752 ☎青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

## 後期高齢者医療の保険料率などが見直されました

### ■令和6・7年度の保険料率と賦課限度額が変わりました

| 令和4・5年度 |      |         |                 | 令和6・7年度 |      |         |                   |
|---------|------|---------|-----------------|---------|------|---------|-------------------|
| 保険料     | 均等割額 | 44,400円 | 賦課限度額<br>年間66万円 | 保険料     | 均等割額 | 46,800円 | 賦課限度額<br>年間80万円※2 |
|         | 所得割率 | 8.80%   |                 |         | 所得割率 | 9.90%※1 |                   |

### ▶令和6・7年度の保険料の算出方法

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 均等割額<br>(被保険者全員が納める額)<br><b>46,800円</b> | + | 所得割額<br>(所得に応じて納める額)<br>(前年の所得 - 43万円) × <b>9.90%※1</b> | = | 年間保険料<br>(100円未満は切り捨て)<br>賦課限度額 (年間 <b>80万円※2</b> ) |
|---|---|---|---|---|

※1 (前年の所得 - 43万円) が58万円以下の人は、令和6年度のみ9.20%

※2 昭和24年3月31日以前に生まれた人、または障害認定により資格取得した人は、令和6年度のみ73万円

### ■均等割額 (被保険者全員が納める額) の軽減措置の基準が拡大されました

| 令和5年度 |  | 令和6年度 |  |
|-------|--|-------|--|
| 軽減割合  | 世帯 (加入者全員および世帯主) の合計所得金額                               | 軽減割合  | 世帯 (加入者全員および世帯主) の合計所得金額                               |
| 7割    | 43万円 + 10万円 × (給与所得者など※3の数 - 1) 以下                     | 7割    | 変更なし   |
| 5割    | 43万円 + (29万円 × 被保険者の数) + 10万円 × (給与所得者など※3の数 - 1) 以下   | 5割    | 43万円 + (29.5万円 × 被保険者の数) + 10万円 × (給与所得者など※3の数 - 1) 以下 |
| 2割    | 43万円 + (53.5万円 × 被保険者の数) + 10万円 × (給与所得者など※3の数 - 1) 以下 | 2割    | 43万円 + (54.5万円 × 被保険者の数) + 10万円 × (給与所得者など※3の数 - 1) 以下 |

※3 給与所得がある人または、公的年金などの所得がある人が2人以上いる世帯に適用

▶被用者保険 (全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合など) の被扶養者であった人の均等割額は後期高齢者医療制度に加入後2年間は、5割軽減されます。ただし、世帯の所得が低い人は、より高い均等割額の軽減 (7割軽減) が受けられます。

## 医療費などの負担を限度額にとどめる認定証について

### ■交付を新たに希望する人は申請を忘れず行ってください

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 (非課税世帯の人)」、「後期高齢者医療限度額適用認定証 (3割負担の一部の人)」 (以下「減額認定証」、「限度額証」) の交付を受けていない人が、交付を受けようとする場合は、保険証を持参の上、国保年金課で申請をする必要があります。

ただし、令和5年度の減額認定証、限度額証をお持ちの人で、令和6年度も引き続き認定された人には新しい減額認定証、限度額証 (有効期限は令和7年7月31日) を郵送しますので、更新の手続きは必要ありません。

※マイナ保険証を利用している人は、認定証が無くても限度額の確認ができるため、手続きは必要ありません。

